

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3 月 29 日

香川県公安委員会委員長 伊 賀 三 千 廣

**香川県公安委員会規則第 8 号**

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成18年香川県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第13条関係）		別表第 2（第13条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略		1 略	
2 写しの大きさが日本工業規格 A 列 3 番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1 枚につき <u>20円</u>	2 写しの大きさが日本工業規格 A 列 3 番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1 枚につき <u>100円</u>
3 略		3 略	
4 写しの大きさが日本工業規格 A 列 3 番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1 枚につき <u>20円</u> に日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	4 写しの大きさが日本工業規格 A 列 3 番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1 枚につき <u>100円</u> に日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
5～8 略		5～8 略	

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。